

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 有限会社三企工業
 住所 奈良県大和郡山市矢田町6203番地
 代表者氏名 代表取締役 川崎 永美
 電話番号 0743-53-9771
 FAX番号 0743-53-1667
 メールアドレス ksanki@ia2.itkeeper.ne.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

- 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)
 この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。
 ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	レ	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者

氏名又は名称 有限会社三企工業
住 所 奈良県大和郡山市矢田町6203番地の2
代表者氏名 代表取締役 川崎 永美



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	サンキョウギョウ 有限会社三企工業		
住 所	〒639-1058 奈良県大和郡山市矢田町6203番地の2		
フリガナ 代表者の氏名	代表取締役 カワサキ ノリミ 川崎 永美		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
・代表者の氏名 ・役員の削除	代表取締役 川崎 隆司 代表取締役 川崎 隆司	代表取締役 川崎 永美	令和元年 月 日 令和元年 月 日

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称 有限会社三企工業
住 所 奈良県大和郡山市矢田町6203番地の2
代表者氏名 代表取締役 川崎 永美



水道事業者 殿

履歴事項全部証明書

奈良県大和郡山市矢田町6203番地の2
有限会社三企工業

会社法人等番号	1500-02-005508	
商号	有限会社三企工業	
本店	奈良県大和郡山市矢田町6203番地の2	
公告をする方法	官報に掲載してする	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月7日登記
会社成立の年月日	平成18年2月8日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 土木工事、建築工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、舗装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事の設計、施工、管理及び請負 2. 住宅のリフォーム工事及びそれに関する設計監督請負 3. 不動産の売買、賃貸、仲介及び管理 4. 建物解体業 5. 一般産業廃棄物及び産業廃棄物の収集、運搬及び処理 6. 駐車場の経営及び管理 7. 一般労働者派遣事業及び特定労働者派遣事業 8. 前各号に付帯関連する一切の業務 <p style="text-align: right;">平成19年 2月17日変更 平成19年 2月19日登記</p>	
発行可能株式総数	60株	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月7日登記
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 60株	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月7日登記
資本金の額	金300万円	

株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得することについて当会社の承認を要する。当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合には当社が承認したものとみなす。 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月7日登記
役員に関する事項	奈良市法華寺町855番地 取締役 <u>川崎隆司</u> 令和1年9月11日死亡 令和1年9月27日登記
	奈良市法華寺町853番地 取締役 <u>川崎敏昭</u>
	奈良市法華寺町212番地の1 取締役 <u>川崎永美</u> 令和1年9月17日就任 令和1年9月27日登記
	代表取締役 <u>川崎隆司</u> 令和1年9月11日死亡 令和1年9月27日登記
	代表取締役 <u>川崎永美</u> 令和1年9月17日就任 令和1年9月27日登記
	奈良市法華寺町855番地 監査役 <u>川崎壽美恵</u>
	登記記録に関する事項

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和元年12月6日

奈良地方法務局
 登記官

菊池寛之



有限会社 三企工業 定 款



第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、 有限会社 三企工業 と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の業務を営むをもって目的とする。

1. 水道、衛生、冷暖房その他諸配管並びにそれに附属する一切の業務に関する設計監督及び工事施工請負
2. 土木建築及びそれに関する設計監督
3. 住宅のリフォーム工事及びそれに関する設計監督
4. 不動産の賃貸借及び管理運営
5. 前各号に附帯関連する一切の業務



(資本の総額)

第3条 当社の資本の総額は 金3,000,000円とする。

(本店の所在地)

第4条 当社は、本店を奈良県大和郡山市矢田町6203番地の2に置く。



第2章 社員及び出資

(出資の口数及び一口の金額)

第5条 当社の資本は、これを 60口に分ち、出資1口の金額は、
金50,000円とする。

(社員の氏名住所及び出資口数)

第6条 社員の氏名住所、出資口数は、次のとおりとする。

奈良市法華寺町855番地

60口 川崎 隆司



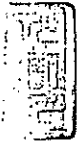
(持分の譲渡制限)

第7条 当社の社員が、社員以外の者にその持分の全部または一部を譲渡
するには、社員総会の承認を受けなければならない。

第3章 社員総会

(社員総会)

第8条 当社の社員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎
年 2月に、これを開催し、臨時総会は、必要に応じ開催するものとす
る。



(開催地)

第9条 総会は本店の所在地において開催するものとする。

(総会の招集)

第10条 総会は、取締役社長これを招集するものとする。

2. 総会を招集するには、会日より5日前に各社員に対し、その通知を發することを要する。



(決議の方法)

第11条 社員総会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、総社員の議決権の過半数以上を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもって、これを決する。



(議決権)

第12条 各社員は、出資1口につき1個の議決権を有する。



(議長)

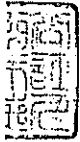
第13条 社員総会の議長は、社長たる取締役がこれに当り、社長に事故があるときは、他の取締役がこれに当たる。

(決議事項の通知)

第14条 社員総会において決議した事項は、各社員に通知することを要する。

(議事録)

第15条 総会の議事について議事録を作り、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印することを要する。



第4章 役員

(員数)

第16条 当会社には、取締役2名以上 監査役1名を置く。

(選任の方法)

第17条 当会社の取締役及び監査役は、当会社の社員総会において選任するものとする。

(任期)

第18条 取締役及び監査役の任期は、とくに定めないものとする。

(代表取締役)

第19条 当会社に代表取締役を1名以上置き、取締役の互選によって定めるものとする。

2. 取締役会の決議をもって、取締役の中から社長1名を選任し、必要に応じて会長、専務取締役各若干名を選任することができる。

3. 社長は、当会社を代表し会社の業務を統括する。

(報酬)

第20条 役員を受くべき報酬は、社員総会の決議をもって定める。

第5章 計算

(営業年度)

第21条 当会社の営業年度は、毎年 1月 1日から同年12月31日までの年1期とする。



(利益金の処分方法)

第22条 当社は毎決算期において、総収入金より総支出金を控除した残額を当該営業年度の剰余金とし、これに前期繰越金を加え、定時社員総会の承認を経て、これを処分する。

(社員配当金)

第23条 前条の利益金の処分による社員配当金は、毎決算期末日の社員に配当するものとする。



第6章 附 則



第24条 当社の設立当初の決算期は、設立の日より平成18年12月31日までとする。



第25条 当社の設立当初の役員は次のとおりとする。

奈良市法華寺町855番地

取締役 川崎 隆 司

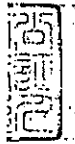
奈良市法華寺町853番地

取締役 川崎 敏 昭

奈良市法華寺町855番地

監査役 川崎 壽 美 恵

代表取締役 川崎 隆 司



以上のとおり、有限会社三企工業 設立のため、この定款を作成し、社員
及び各役員は次に記名捺印する。

平成18年 1月23日

有限会社 三企工業



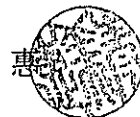
社員 川崎 隆司
(代表取締役たる取締役)



(取締役) 川崎 敏昭



(監査役) 川崎 壽美

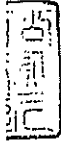


原本と相違ありません。

令和元年12月23日

有限会社 三企工業
代表取締役 川崎 永美





1	平成 18 年 第 14 号
2	定 款 認 証 証 書
3	有限会社三企工業の社員川崎隆司の
4	代理人久保嘉津男 —— は本定款 2 通を
5	提出し本公証人の面前において被代理人が ——
6	その各通につき 〆 の記名押印を自認する旨陳述した
7	
8	
9	
10	ここにこれを認証する。 _____
11	平成 18 年 2 月 2 日 日本職役場において
12	奈良市内侍原町 6 番地 林業会館ビル 3 階
13	奈良地方法務局所属
14	公証人 酒井徳矢
15	
16	
17	
18	
19	
20	

